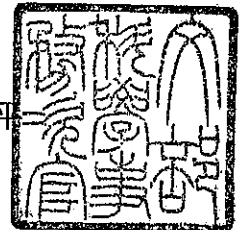




28受文科総第1594号
平成28年10月28日

国立教育政策研究所長
科学技術・学術政策研究所長
日本学士院長
地震調査研究推進本部長
日本ユネスコ国内委員長
日本芸術院長
各都道府県教育委員会
各国立大学法人学長 殿
各大学共同利用機関法人機構長
文部科学省関係各独立行政法人の長
文部科学省関係各国立研究開発法人の長
スポーツ庁関係独立行政法人の長
文化庁関係各独立行政法人の長
文部科学省関係各特殊法人の長
公立学校共済組合理事長

文部科学事務次官
前川喜平



(印影印刷)

故崇仁親王御喪儀の当日における弔意表明について（通知）

故崇仁親王御喪儀の当日（平成28年11月4日）の各府省における弔意表明について、別紙のとおり内閣官房長官から通知がありましたので、この趣旨に沿ってよろしくお取り計らいください。

なお、都道府県教育委員会にあっては、域内の教育委員会に対し周知をよろしく願います。

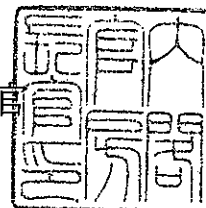
内閣閣第 179 号

平成 28 年 10 月 28 日



文部科学事務次官 殿

内閣官房長官



故崇仁親王御喪儀の当日における弔意表明について

標記について、別添のとおり決定したので、通知します。

なお、貴管下の関係機関に対してもしかるべく御配慮願います。

故崇仁親王御喪儀の当日における弔意表明について

〔平成28年10月28日
内閣官房長官決定〕

故崇仁親王御喪儀の当日（平成28年11月4日）には、哀悼の意を表するため、次のとおり措置するものとする。

- 1 各府省においては、弔旗を掲揚すること。

なお、弔旗掲揚については、大正元年閣令第1号に準拠し、竿球は黒布をもって覆い、旗竿の上部に黒布を付することとするが、弔旗として半旗掲揚の慣行のあるところでは、それに従ってもよいこと。

- 2 各府省は、前項と同様の方法により哀悼の意を表するよう各公署等に対し、協力方を要請すること。

大喪中ノ國旗掲揚方ノ件

〔大正元年七月三十日
閣令第一号〕

大喪中國旗ヲ掲揚スルトキハ竿球ハ黒布ヲ以テ之ヲ
蔽ヒ且旗竿ノ上部ニ黒布ヲ附スヘシ其ノ圖式左ノ如シ

